



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町30-5-201

Tel 090-4435-9673 Fax 03-5360-6736

<http://www.nosmoke55.jp/> E-mail: mail:desk@nosmoke55.jp/

平成 24 年（2012 年）10 月 16 日

厚生労働大臣 三井 辨雄 様

試用期間中における不当解雇の禁止、及び、職場の受動喫煙防止の徹底
に関する周知・啓発の要望書

NPO 法人 日本禁煙学会

理事長 作田 学

理事・弁護士 岡本 光樹

101-0024 東京都千代田区神田和泉町 1-9-1-906

電話 050-5809-7419 FAX 050-3737-8161

貴省におかれましては、平素より、労働法規に関する正しい知識の普及、及び、受動喫煙防止に関する啓発に尽力くださり、感謝申し上げます。

さて、この度、別紙のとおり、試用期間中の受動喫煙を巡る本採用拒否を無効とする判決が出され、確定いたしましたので、お知らせ申し上げます。同判決は、試用期間中の本採用拒否について使用者の趣味・嗜好等に基づく恣意的判断のおそれを指摘し、使用者が労働者に対して受動喫煙の危険性から生命及び健康を保護するよう配慮すべき義務を負っていることを明示し、結論として、本件採用拒否は、権利の濫用として無効であると判示しました。

この判決に基づき、使用者が労働者に受動喫煙の安全配慮義務を負っていること、並びに、受動喫煙の申入れをした労働者に対する解雇及び本採用拒否が権利濫用として無効となることを、改めて国民に周知・啓発して頂き、こうしたトラブルが未然に防止されるように尽力頂きますようお願い申し上げます。

以上

参考： 貴省HP 「試用期間について」 <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/12/s1206-5bs1d.html>

貴省HP・メールマガジン 「事業主の皆さま！～試用期間中の解雇は慎重にお願いします～」

http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/mail_20110207.html

貴省健康局長通知 平成 22 年 2 月 25 日「受動喫煙防止対策について」 健発 0225 第 2 号

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000004k3v-img/2r98520000004k5d.pdf>

貴省 職場における受動喫煙防止対策に関する検討会 報告書 平成 22 年 5 月 26 日

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/05/dl/s0526-8a.pdf>